

秦野市聴覚障害者協会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は秦野市聴覚障害者協会（以下本会と略す）と称する。
- 第2条 本会は、秦野市に在住する聴覚障害者および本会の趣旨に賛同する者を以て構成する。
- 第3条 本会の事務所は会長宅に置く。
- 第4条 本会は、秦野市に在住する聴覚障害者の福祉増進と文化の向上、並びに社会参加を目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 聴覚障害者への的確な情報の把握と提供。
 2. 聴覚障害者の福祉充実と増進に関すること。
 3. 聴覚障害者の教養文化と生活の向上に関すること。
 4. 聴覚障害者の親睦交流に関すること。
 5. 関係団体、他団体との連絡提携。
 6. その他、本会の目的達成に必要と認められる事業。

第2章 会員

- 第6条 本会の会員は次のとおりとする。
1. 正会員 秦野市に在住する聴覚障害者で本会の趣旨に賛同して入会手続きをとった者。
正会員の種類は次のとおりとする。
 - ・個人会員
 - ・夫婦会員
 - ・敬老会員（但し、4月1日現在満60歳以上）
 2. 賛助会員 市外在住の聴覚障害者および市内外在住の健聴者で、本会の趣旨に賛同して入会手続きをとった者。但し、総会における議決権・選挙権・被選挙権はもたない。

第3章 役員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 1名
 3. 会計 1名
 4. 庶務 1名
 5. 各部長
 - 体育部長 1名
 - 文化部長 1名
 - 広報部長 1名
 - 青年部長 1名
 - 女性部長 1名
 - 老人部長 1名
 - 手話対策部長 1名
 - 福祉対策部長 1名
 6. 会計監査 若干名

- 第 8 条 1 . 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2 . 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代行する。
3 . 会計は、本会の会計事務を行う。
4 . 各部長は、会務を遂行すると共に上部機関の各委員会の役務を兼ねる。
5 . 庶務は、本会の事務処理を行う。
6 . 会計監査は、本会の会計を監査する。

第 9 条 役員は総会において正会員より選任する。

第 1 0 条 役員を選任は、総会において出席した正会員の過半数の賛成を得て 8 ~ 1 0 名を選任し、役員相互により役職を決める。

第 1 1 条 本会の役員任期は 3 ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

第 1 2 条 会計監査の任期は 1 ヶ年とし、役員会で任命する。

第 1 3 条 任期途中で役員に欠員が生じた場合は、役員会において欠員補充を行う。
欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第 1 4 条 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が選出されるまでは、その職務を遂行しなければならない。

第 1 5 条 役員は、総会において正会員の 3 分の 2 以上の要求があれば解任することができる。

第 4 章 役員会

第 1 6 条 役員会は、総会において選出された役員をもって構成し、会長が招集する。

第 1 7 条 役員会の議長は会長が行う。

第 1 8 条 役員会は、傍聴することができる。

第 5 章 総会

第 1 9 条 総会は、会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。正会員の過半数の出席（委任状を含む）によって成立する。

第 2 0 条 定期総会は、毎年 1 回会長がこれを招集する。

第 2 1 条 臨時総会は正会員の 3 分の 1 以上の要求があったとき、または役員会が必要と認めるとき会長がこれを招集する。

第 2 2 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

第 2 3 条 総会の議事は、出席した正会員の過半数の同意をもって決する。

第 6 章 会計

第 2 4 条 本会の経費は会費、補助金、寄付金、その他の雑収入をもってこれに当てる。

第 2 5 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 2 6 条 会費の額は総会において定める。

第 2 7 条 既納の会費は返却しない。

第 7 章 規約改正

第 2 8 条 本会の規約は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければ、変更することはできない。

第 8 章 雑則

第 2 9 条 この規約の施行について必要な細則は別にこれを定める。

第 3 0 条 この規約は平成 7 年 9 月 4 日から効力を生ずる。

付則

1. この規約は平成 14 年 3 月 24 日一部改正される。

細則

年会費（会報込み）

区分	対象会員	金額
個人会費	正会員	2,500円
夫婦会費	正会員	4,000円
敬老会費	正会員	1,500円
賛助会費	賛助会員	2,000円

会費の特別割引：住所を同じくするものの一方が賛助会員のときは、賛助会員の方の会費を1,000円割引します。

慶弔費

区分	種別	適用事例	正会員	賛助会員
			支給金額	支給金額
見舞い金	本人死亡		3,000円	2,000円
	家族死亡	配偶者・子女・父母	2,000円	
	入院見舞い	7日以上	2,000円	
祝い金	本人結婚祝い		3,000円	2,000円
	記念大会祝い金	来賓として招待された時	5,000円	
その他		役員会で協議の上定める	-	-

（注）但し、会員への慶弔費の支給は自己申告制とします。

選挙

1. 役員選挙は、正会員の立候補および推薦によって行われる。
2. 推薦の場合、本人の承諾を得なければならない。
3. 得票数が出席した正会員の過半数となった候補者の中より、得票数の多い順に役員定数を満たすまでの者を当選とする。
4. 1回目の選挙で役員定数に達しない場合は、不足員数を補うため、2回目の選挙を行う。
5. 2回目の選挙では得票数の多い順に、役員定数までの者を当選とする。